

電子契約の手続きについて（建設工事）

本工事は電子契約対象案件となるため、電子契約の希望の有無にかかわらず、電子契約利用申出書（以下「申出書」という。）の提出が必要になります。契約までの流れを確認の上、契約手続きを進めてください。

契約までの流れ

1 申出書について

- ・電子契約の希望の有無に☑を付けてください。
- ・希望しない場合は、入札参加者名のみを記載してください。
- ・押印は不要です。

2 申出書の提出

- ・電子契約を希望の場合は、申出書に必要事項を記入の上、電子入札システムで入札書提出時、「内訳書等」に工事費内訳書と併せて申出書を添付してください。

3 契約書案及び提出書類の案内の送信

- ・落札決定後、契約担当課から受注者様に電子メールで契約書案等の提出書類データが送信されますので、内容をご確認ください（申出書の第1承認者のメールアドレス宛に送信します。）。
- ・契約書案の受注者名欄は発注者側で入力します（受注者名等に異体字、旧字体があり、表示、変換ができない場合、受注者様と調整の上、標準字体で標記させていただく場合があります。）。

4 解体工事に要する費用等の提出（※建設リサイクル法対象工事の場合）

- ・特記仕様書で本工事が建設リサイクル法対象工事が確認ください。
- ・提出が必要な場合は、落札決定通知日から3日以内に監督員所属の課代表メールアドレス宛に提出してください（課代表メールアドレスは、落札決定後の案内メールにてお知らせします。）。

5 契約保証の手続き及び提出

- ・契約担当課と事前に契約予定日を調整の上、契約保証の手続きを進めてください。
- ・契約保証関係書類等を契約予定日の 1 営業日前までに、契約担当課に電子メールにてご提出ください。

【契約保証の種類別の提出書類及び提出方法】

- ① **現金納付**：領収証書（写）の電子データを電子メールで送信
- ② **有価証券等の提供**：受領証書（写）の電子データを電子メールで送信
- ③ **保証会社又は金融機関の保証**
 - ・紙の保証証書の場合：保証証書（写）の電子データを電子メールで送信し、原本を郵送又は持参
 - ・電子保証の場合：保証確認サービス D-Sure の認証キーを電子メールで送信
- ④ **公共工事履行保証証券による保証**：保証証書（写）の電子データを電子メールで送信し、原本を郵送又は持参
- ⑤ **履行保証保険契約の締結**：履行保証保険証書（写）の電子データを電子メールで送信し、原本を郵送又は持参

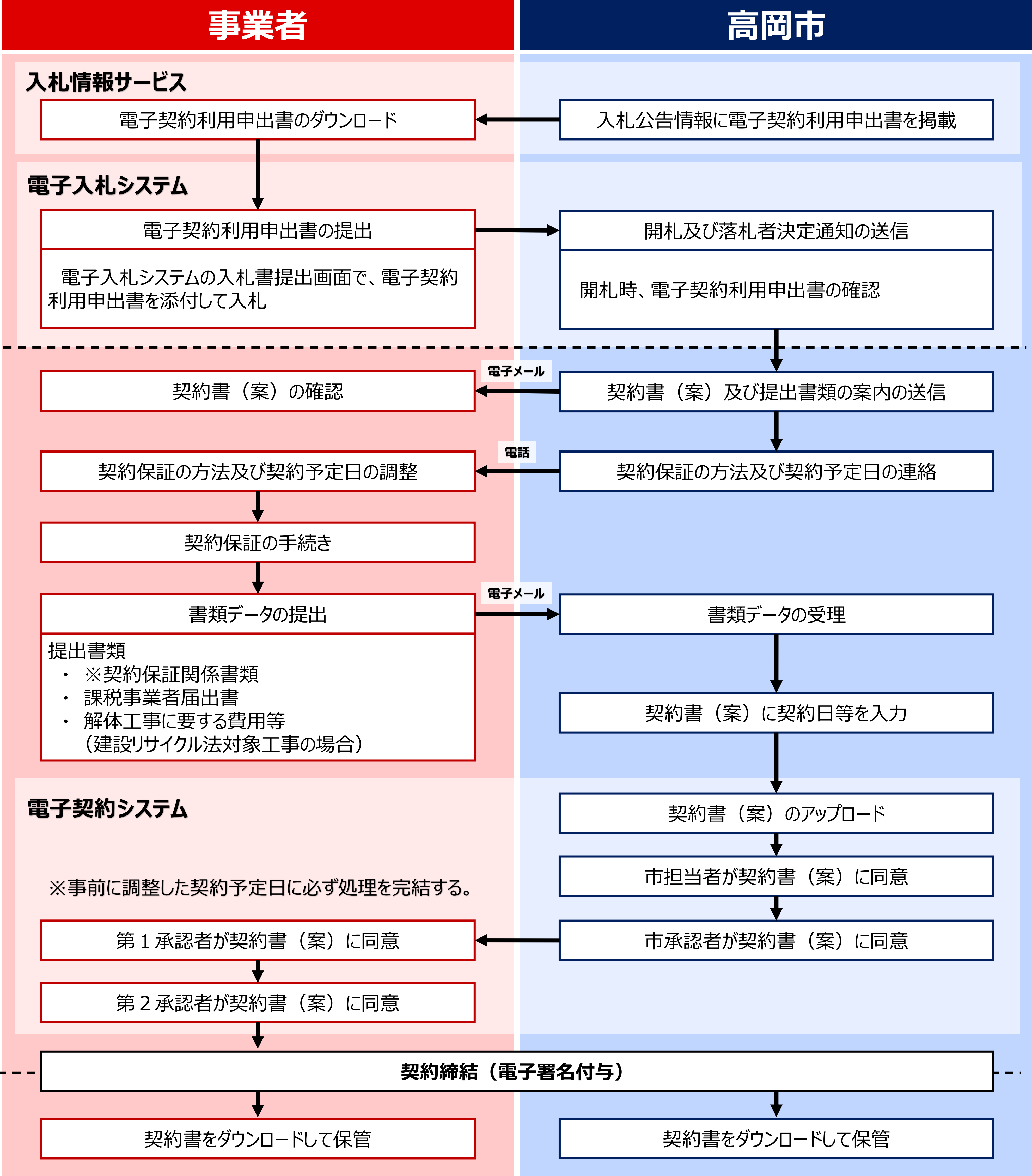
提出先

発注者	メールアドレス	契約担当課
高岡市	kankei@city.takaoka.lg.jp	管財契約課
高岡市上下水道局	sui-soumu@city.takaoka.lg.jp	上下水道局総務課

6 契約書の承認、契約締結

- ・契約予定日に電子契約システムから契約書の承認依頼メールが届きます。メールが届いたら、当日中に電子契約システムにアクセスし、契約書の内容を確認の上、同意をしてください（当日中に同意が難しい場合は、必ず契約担当課に連絡してください。）。
- ・同意後、契約書に電子署名が付与され、契約締結が完了します。
- ・契約締結完了メールが届くので、契約書をダウンロードし、保管してください。

電子契約の流れ（建設工事）



※契約保証の種類別の提出書類及び提出方法

- ① 現金納付：領収証書（写）の電子データを電子メールで送信
- ② 有価証券等の提供：受領証書（写）の電子データを電子メールで送信
- ③ 保証会社又は金融機関の保証
 - 紙の保証証書の場合：保証証書（写）の電子データを電子メールで送信し、原本を郵送又は持参
 - 電子保証の場合：保証確認サービスD-Sureの認証キーを電子メールで送信
- ④ 公共工事履行保証証券による保証：保証証書（写）の電子データを電子メールで送信し、原本を郵送又は持参
- ⑤ 履行保証保険契約の締結：履行保証保険証書（写）の電子データを電子メールで送信し、原本を郵送又は持参